

2013年12月27日

接見室内における写真撮影、録画、録音に関する意見書

千葉県弁護士会

会長 湯川 芳



第1 意見の趣旨

- 1 刑事施設及び留置施設（以下「刑事施設等」という。）は、弁護士又は弁護士となろうとする者（以下「弁護士等」という。）が被疑者又は被告人（以下「被疑者等」という。）と接見を行う際に、接見室内において写真撮影、録画、録音（以下、「写真撮影等」という。）を行うことを制限してはならない。
- 2 刑事施設等は、弁護士等が接見室内にカメラ、ビデオカメラ、携帯電話、ボイスレコーダー、パソコンその他の電子機器を持ち込むことを制限してはならない。
- 3 前2項は、写真撮影等が被疑者等の外部交通を確保する目的で行われる場合も、同様である。

第2 意見の理由

1 はじめに

近時、全国各地の刑事施設等において、弁護士等が電子機器を接見室に持ち込むことを禁止する旨の掲示がなされる例が多い。また、刑事施設等が弁護士等に対し電子機器所持の有無を質問し、これに答えない限り接見させないとする、あるいは電子機器を預けない限り接見させないとする事例が頻発している。さらに、弁護士等が接見室内で電子機器を使用したところ、刑事施設等においてそのことを理由に接見を強制的に終了させたり、当該弁護士等について懲戒請求を行う例も生じている。

このような刑事施設等の措置は、弁護士等に保障された弁護権及び接見交通権を侵害するものであり、違法である。

2 写真撮影等の制限が許されないこと

そもそも刑事訴訟法39条1項は接見交通権を保証するが、これは憲法34条及び憲法37条3項の弁護士依頼権に由来する権利である。この接見交通権は、

被疑者等が弁護人による援助を受けることができるための刑事手続上最も重要な基本的権利に属するものであるとともに、弁護人等からいえばその固有権の最も重要なものの一つである（最高裁昭和53年7月10日判決）。

そして、刑事訴訟法第39条1項の接見交通権の保障とは、単に口頭での打合せに限定されず、それに付随する行為にも及ぶ（大阪高裁平成17年1月25日判決）。当然ながら、弁護人等が接見内容を記録化する行為も、この「口頭での打合せに付随する行為」に含まれる。

例えば、接見時に被疑者等が発言した内容をメモに残すことによって記録化することは、広く一般に行われていることである。また、被疑者等の身体に傷跡等が視認された場合、当該傷跡をデッサン化することによって記録化することも、何ら問題のない行為である。これらの記録化作業は、有効な弁護活動を行う上で必要不可欠な行為であり、「接見」という行為自体に当然に付随する行為である。したがって、これら接見内容を記録化する行為にも、「口頭での打合せに付随する行為」として、当然に接見交通権の保障が及ぶ。

そして、電子機器を利用した写真撮影等の行為も、メモの作成やデッサン化と本質的に異なるどころはなく、接見内容を記録化する行為である。しかも、これらの方法は、メモの作成やデッサン化と異なり、科学的かつ客観的に記録化がなされるものであり、非常に有用性が高い方法である。

このように、弁護人等が接見室内において写真撮影等を行う行為は正当な弁護活動であり、接見交通権の保障が及ぶ行為である。

よって、刑事施設等が、弁護人等が接見室内で写真撮影等を行うことを制限することは違法であり、許されない。また、弁護人等が接見室内で写真撮影等を行ったことを理由に、接見を強制的に打ち切ることが許されないことも、当然である。

3 電子機器の持ち込み制限が許されないこと

以上の通り、弁護人等が接見室内において写真撮影等を行うことは正当な弁護活動であり、接見交通権の保障が及ぶ行為であるところ、写真撮影等を行うためには電子機器を接見室に持ち込むことが必要不可欠である。

ところが、上記のとおり、多くの刑事施設等では、電子機器の接見室への持ち込みを禁止する旨の掲示がなされているが、これは弁護人等による正当な弁護活

動を不当に制限するものである。

また、刑事施設等が弁護人等に対し電子機器所持の有無を質問し、これに答えない限り接見させないとする、あるいは電子機器を預けない限り接見させないとするは、正当な弁護活動が行われることを理由に接見を拒否するものに他ならない。これらの措置は、弁護権及び接見交通権を侵害する違法な行為である。

加えて、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律75条3項、212条3項は、着衣等及び携帯品を検査し、携帯品を取り上げて一時保管する権限を刑事施設等に認めているが、その対象から弁護人等は除外されている。

この点、刑事施設等が弁護人等に対し電子機器所持の有無を質問することは、事実上の所持品検査を行うことに他ならず、そのこと自体が違法な行為である。

以上の通り、刑事施設等は、弁護人等に対し、電子機器を接見室へ持ち込むか否かを質問することは許されず、弁護人等が電子機器を接見室へ持ち込むことを制限してはならない。また、刑事施設等は、弁護人等が電子機器の持ち込みに関する質問に答えないこと、あるいは電子機器を接見室に持ち込むことを理由に、接見を拒否してはならない。さらに、刑事施設等は、電子機器の接見室への持ち込みを禁止する旨の掲示をしている場合は、直ちにこれを撤去しなければならない。

4 外部交通のための写真撮影等も認められること

弁護人等による写真撮影等は、被疑者等の防御権行使に直接かかわる場面に限定して保障されるものでない。写真撮影等は、たとえそれが外部交通の確保を目的とするものであったとしても、接見交通権の一内容として当然に保障される。

また、電子機器の使用により現に取得された情報（撮影された写真及び動画、録音された音声記録等）の利用方法も、弁護人等の専門家裁量に委ねられている。そして、当該情報を外部交通目的で利用することも、許される。

例えば、弁護人等が、接見途中における被疑者等の様子を撮影した動画を家族に見せることは、撮影行為の点も、当該動画を家族に見せる行為の点も、いずれも何ら問題がない。このような行為は、被疑者等の防御権行使とは直接の関係はないものの、被疑者等の外部交通権を確保する上で重要な意義を持つ。

現行法上、被疑者等が直接外部と交通を図る権利は、狭い範囲に制限されてい

る。例えば、被疑者等には、電話による外部交通は保障されておらず（但し、電話による外部交通を禁止する趣旨でない。このことは、「逐条解説 刑事収容施設法 改訂版」747頁に、「刑事施設の長は、受刑者以外の被収容者について・・・電話などの方法による通信を許してはならないわけではない。」と記載されている通りである。）、面会や信書の発受についても様々な制約がある。

しかし、本来、被疑者等は無罪推定を受けており、拘禁目的達成の障害とならない限り、十分な外部交通権が保障されなければならない。

この点について、日本弁護士連合会の2005年9月16日付「未決等拘禁制度の抜本的改革を目指す日弁連の提言」は、次の通り指摘する。

「未決拘禁者は、無罪推定を受けるものとして、拘禁目的達成の障害とならない限り社会との交流が続けられなければならない。親族、職場、友人、知人との外部交通も、できる限り認められなければならない。外部交通が保障されることは、家族と職場などとの関係を維持することにつながり、未決拘禁者が拘禁を解かれて社会に出たときの生活に大いに資することとなる。」

その上で、同提言は、電話による一般面会を認めること等の方法により、外部交通の拡充を図るべきことを提言する。

このように見ると、現行法上、被疑者等の外部交通権が狭い範囲に限定されていることは、立法上及び運用上の不備といわざるを得ない。そして、このような不備を事実上補っているのが、弁護士等の活動である。

多くの弁護士等は、被疑者等の話を家族や知人に取り次ぎ、また家族や知人からの伝言を被疑者等に伝達することにより、外部交通の補完作業を行っている。このことは一般的な弁護活動であり、特段問題のない行為である。

そして、弁護士等が、電子機器により得られた情報を利用して外部交通の補完作業を行うことも、口頭による伝言と本質的な違いはない。このような作業は、被疑者等と家族等との関係をつなぎとめ、また被疑者等の心情の安定化にも寄与する行為であり、弁護活動として重要な意義を持つ。

以上の通りなので、写真撮影等の行為は、被疑者等の防御権行使にかかわる場面に限定して許容されるものでない。写真撮影等が外部交通を図る目的でなされるものであっても、接見交通権の一内容として保障される。そして、電子機器の使用により取得された情報の利用方法は、弁護士等の専門家裁量に委ねられてお

り、外部交通目的で利用されることも許される。

なお、弁護士等が、電子機器により得られた情報を、罪証隠滅や被疑者等の逃亡の援助に利用することが許されないことは、当然である。そのような事態が生じれば、それは弁護士等が専門家裁量を違法に行使したものとして、弁護士法上の懲戒処分や証拠隠滅罪等の刑事処分によって対処されることとなる。もっとも、電子機器により得られた情報が違法に利用されるおそれがあることを理由に、写真撮影等が行われることや電子機器の接見室への持ち込みを制限することは、許されない。

なぜなら、そもそも接見交通権には秘密性が保障されており、刑事施設等は接見の内容を窺い知ることも出来なければ、その内容に干渉することも許されない。したがって、刑事施設等は、接見の一内容である写真撮影等がいかなる目的でなされるかに干渉することが出来ず、違法目的を理由に、写真撮影等及び電子機器の接見室への持ち込みを制限することは出来ないからである（このことは、弁護士等が罪証隠滅等に荷担するおそれがあることを理由に、接見自体を制限することが許されないことと、同様である。）。

5 結論

以上の通り、弁護士等が接見室内で写真撮影等行うことは、正当な弁護活動であり、接見交通権の保障が及ぶ行為である。よって、刑事施設等が、弁護士等が接見室内で写真撮影等することを制限することは許されず、弁護士等が電子機器を接見室内に持ち込むことを制限することも許されない。これらは、弁護士等が写真撮影等を行う目的が外部交通の確保にあったとしても、同様である。

ところが、近時、全国各地の刑事施設等において、これに反する違法な運用が横行している。

そこで、当会は、刑事施設等における違法な運用が直ちに改善されることを求め、本意見を公表する次第である。

以上